

Q3

理解を深めよう もう一問！

「障害者差別解消法」と「ヘイトスピーチ解消法」の正式名称は何？

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
【障害者差別解消法】（2016年4月1日施行）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、施行されました。

【一部引用：内閣府 HP <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>】

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
【ヘイトスピーチ解消法】（2016年6月3日施行）

近年、ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっている上、国連の委員会による日本政府報告審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。

このような情勢の中、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が成立し、施行されました。

【一部引用：法務省 HP http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html】



2016年に施行されたこの3つの法律は人権三法と呼ばれているよ。